

新聞折込広告基準

ORIKOMIexpert | 未来総合広告株式会社

未来総合広告株式会社では、新聞折込広告の取り扱いに関して以下の通り基準を定めております。

【総則】

1. 責任の所在：広告内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとします。
2. 信頼の確保：新聞折込広告の配布にあたり、当社は読者の利益を守り、広告に対する信頼に応えるため、広告内容の事前調査および確認に努めます。
3. 法令の遵守：広告は、関係法令・政令・公正競争規約および業界の適正広告基準等を遵守したものでなければなりません。
4. 人権の尊重：基本的人権を侵害するもの、他者への誹謗中傷・名誉毀損・プライバシー侵害・差別を助長するおそれのあるものは取り扱えません。
5. 社会秩序の維持：社会的秩序を乱すもの、他者の信用毀損や業務妨害となるおそれのある内容は掲載できません。

【取り扱いが不可能な広告】

以下に該当する新聞折込広告は、配布をお断りさせていただきます。

1. 法令・公的基準に違反（またはそのおそれがある）もの
 - ・「医療法」「医薬品医療機器等法（旧薬事法）」「景品表示法」等、関係法令や条例に違反する表現。
 - ・医薬品等を否定する内容や、迷信等の非科学的な内容。
2. 責任者および内容が不明確なもの
 - ・広告主名・所在地・連絡先が記載されていないもの。
 - ・広告の意図や目的が不明瞭なもの。
3. 虚偽・誇大表現により誤解を与えるおそれがあるもの
 - ・客観的な裏付けのない最高級表現（「日本一」「世界一」等）や、断定的な表現（「絶対に儲かる」「必ずやせる」等）。
 - ・不適切な「二重価格表示」や「おとり広告」。
4. 射幸心（しゃこうしん）を著しくあおるもの

- ・投機心や射幸心をいたずらにあり、社会秩序を乱すおそれのある反社会的な内容。

5. 係争化・社会問題化が予想されるもの

- ・報道等で取り上げられた事案、係争中の問題、労働問題等で紛争に発展するおそれのあるもの。

6. 政治・選挙に関する不適切なもの

- ・「公職選挙法」の要件を満たしていない政党広告、選挙広告、演説会広告等。

7. 名誉毀損・プライバシー侵害・業務妨害となるおそれがあるもの

- ・一方的な主張・意図・表現により、他者を誹謗して信用を傷つけたり、業務を妨害したりするおそれがある内容。

8. 公序良俗に反するもの

- ・扇情的な文言・画像の使用、暴力や犯罪の肯定・礼賛など、青少年の健全な育成に有害とされる表現。

- ・風紀を乱すもの、犯罪を誘発するおそれがあるもの。

- ・政治的問題について極端な主義主張を述べたもの。

9. その他

- ・当社および新聞発行各社が不適当と判断したもの。